

2013. 9. 6

「平成 25 年度長野県食品衛生監視指導計画」の第一四半期（4 月～6 月）の実施結果をお知らせします。

長野県では、食品の安全を確保するために、平成 25 年度長野県食品衛生監視指導計画に基づき、監視指導を実施しています。

この度、平成 25 年度長野県食品衛生監視指導計画の第一四半期（4 月～6 月）の実施結果を長野県ホームページへ掲載しましたので、お知らせします。

○ 「食品の安全を見守ります」

- (1) 食品を取扱う施設への立入検査を営業許可が必要な施設に対し 6,772 件、給食施設に対し 199 件実施しました。
- (2) 県内に流通する食品等の検査について、664 件実施しました。また、県内に流通する食品の放射性物質の検査について、野菜 14 検体、水産物 10 検体、乳・乳製品 6 検体の合計 30 検体実施しましたが、基準値を超える放射性物質は検出されていません。

○ 「衛生管理を支援します」

- (1) 自主的な衛生管理の促進として、食品等事業者の中から長野県知事が委嘱した 1,088 名の食品衛生推進員により、食品取扱い施設への巡回指導と助言を実施しました。
- (2) 食品等事業者や集団給食施設の従事者等に対し、保健福祉事務所等の食品衛生監視員が食中毒や違反食品の発生を防止するため、講習会を開催しました。

○ 「県民と共に進めます」

- (1) 消費者の皆様へ食中毒防止、食品の表示などについての食品衛生に関する研修会を開催しました。
- (2) 食品衛生情報発信事業により、食品衛生に関する情報（食中毒防止についての注意喚起、食品の放射性物質検査状況など）を情報提供しました。

詳細については、以下のホームページを御覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/keisai/h25-01.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課

(電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)

・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口